

令和7年度
スポーツキャリアサポート支援事業
(スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営)

仕 様 書

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当） 付

1. 委託事業名

令和 7 年度 スポーツキャリアサポート支援事業（スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営）

2. 事業の目的

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力を発揮し活躍することは、アスリート自身の人生の充実という点のみならず、アスリートが有する価値を社会に還元するという点においても重要である。また、アスリートの競技外での活躍は、スポーツの価値を高め、スポーツ参画人口の拡大、ひいては競技力の向上にも寄与する。

このような認識の下、本事業では、関係団体、関係企業等が一体となってアスリートのキャリア形成を支援する体制を整備し、その適切な運営を確保するとともに、スポーツ団体やプロスポーツチーム等においてアスリートのキャリア形成を実際に支援するコーディネーターの育成等を行う。

3. 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和 8 年 3 月 13 日(金)

4. 成果物

本調達における成果物は以下のとおりとする。成果物は電子ファイル形式で授受するものとし、原則、文部科学省が指定する Box を経由して行うこととする。

なお、何らかの事情でこの方法が不可能となった場合は、受け渡し方法について別途協議し決定するものとする。

- ・委託事業報告書
- ・成果報告書（概要版、詳細版）
- ・定例会及び各種会議の打合せ要旨
- ・専用ウェブサイト及び以下の成果物
 - ア 開発したプログラム（ソースコード含む）、コンテンツ一式
 - イ アに付帯すべき設計書及びテスト結果報告書一式
 - ウ 専用ウェブサイト効果検証結果報告書
 - エ 専用ウェブサイトの管理者用マニュアル
 - オ 不正アクセス等の可能性が生じた際の管理者アカウントのログファイル
 - カ 障害発生時及び貧弱性対応発生等の運用・保守実施報告書

※読み手に配慮し成果を分かりやすく取りまとめること。

※形式や内容について双方協議の上作成を行うため、納入期限の 1 月前には素案を作成し、協議を開始すること。

5. 納入期限

令和 8 年 3 月 13 日(金)

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）付 人材係

7. 委託事業の内容

スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営アスリートのキャリアに対する影響因子やステークホルダーは多様であるため、アスリートのキャリア形成支援に当たっては、関係団体が連携してこれを行うことが必要である。このような認識の下、スポーツキャリアに関わるスポーツ団体や民間企業等の連携を促進し、一体となってアスリートのキャリア形成支援に取り組むため、平成 28 年度に「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」が設立された。

本事業は同コンソーシアムの事務局運営を委託するものである。

なお、事務局運営に当たっては、会則に基づいて運営を行うこととし、既存のコンソーシアムの取組を引き継ぎながら、様々な知識・経験を有する多様な立場の人材によって意思決定が行われるよう、必要な体制を構築することとする。

本コンソーシアムの事務局運営の具体的業務は以下の（１）～（６）のとおりである。

（１）総会及び運営委員会の開催に関する業務総会（１回以上）及び運営委員会（３回以上）の開催のために必要な事務を処理する。

（２）会員団体の拡大・連携推進

アスリートのキャリア形成支援に係る関係団体への啓発等を通じて、本コンソーシアム会員の拡大を図る。特に中央競技団体やチーム・クラブ等との連携及び加盟数が低迷しているという課題を踏まえ、中央競技団体やチーム・クラブ等が主体的に参画可能な連携体制を構築する

（３）プロジェクトの推進

① アスリートキャリアコーディネーターの育成

アスリートが必要なタイミングでキャリア形成に関する支援を受けることができるよう、大学、中央競技団体、その他のスポーツ団体、プロスポーツチーム等への配置を想定し、現役アスリートのデュアルキャリア形成に必要な情報提供等を行う人材である、アスリートキャリアコーディネーター（以下 ACC）を育成する。具体的には、有識者等の意見を取り入れつつ、過年度の育成実績を踏まえ、その内容の改善や充実を図りながら ACC を育成する。

② キャリアセンターの運営及び機能充実（ACC の活用）

ACC がアスリートに対して効果的にキャリア形成支援を行うことができる体制を構築するため、令和 4 年度より設置したアスリート、指導者等が利用可能な相談窓口（キャリアセンター）の運営を引き続き行う。令和 6 年度の運用状況や課題等を踏まえ、相談窓口機能等の充実を図り、ACC の活用を通じたアスリートのキャリア形成の支援体制を強化する。

③ アスリートのキャリアサポートに関するプロジェクトの推進

中央競技団体、その他のスポーツ団体等と協働し、アスリートのキャリアサポートに資する、研修・イベント等のプロジェクトを 30 件以上行う。

（４）情報発信コンテンツの充実

本事業の認知拡大を目的として、ウェブサイトと公式 SNS を活用した情報発信の強化を図る。ウェブサイトはアクセス数を増やすため、利用者が使いやすく、必要な情報を簡単に見つけられるようにデザインや構成のブラッシュアップを実施する。また、検索結果で上位に表示されるよう、タイトルや説明文、キーワードの工夫を行い、アクセス数増加

を狙う。SNS は事業内容や活動事例、イベント情報、業務総会及び会員団体の発案に基づいたプロジェクトの様子発信をスポーツ庁公式 SNS より、投稿（インスタグラム・X・フェイスブック）するため、掲載画像や動画を活用した魅力的な投稿内容の作成をする。（投稿作業に関しては当庁担当者が実施）

なお、セキュリティ強化の観点から、専用ウェブサイトのドメインは政府ドメイン（go.jp）を使用することとし、以下及び関連の文書の最新版を確認のうえ、記載されている政府機関等のルールを遵守すること。

- ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」
- ・「文部科学省情報セキュリティポリシー」及び「セキュリティポリシー下位規程」
- ・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」
- ・安全なウェブサイトの作り方（IPA）
- ・セキュア・プログラミング講座 Web アプリケーション編（IPA）
- ・日本語版 Web サイトガイド
- ・政策目的別 Web サイトガイド
- ・「みんなの公共サイト運用ガイドライン」
- ・「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」

また、別紙には、セキュリティ等の要件について想定し得る内容を記載するが、今後事業の進捗やセキュリティ上の観点等から変更の可能性があるものである。

これらについては、都度個別にスポーツ庁と協議し、詳細要件の了解を得た上で運用保守や改善等を実施すること。

※「文部科学省情報セキュリティポリシー」は非公表資料のため、契約締結後に受託者がスポーツ庁に守秘義務の誓約書を提出した後に開示する。

（５）定例会の開催

スポーツ庁と１、２週間に１回定例の打ち合わせを行う。毎打合せ時には、打合せの効率性を高めるため、議論するアジェンダを用意し、資料を事前に共有すること。また、打合せには必ず責任者（業務管理者）が同席し、議論した内容について打合せ議事録を作成し、スポーツ庁に提出すること。

（６）今後に向けた検討

これまでのスポーツキャリアサポートコンソーシアムの成果や課題を踏まえ、今後のアスリートのキャリア形成支援の在り方及びスポーツキャリアサポートコンソーシアムが果たすべき役割等について検討を行い、次年度以降に実施すべき事業や具体的な政策、例えば、定量的な評価手法や自走化に向けたロードマップ等を提言する。

（７）事業成果報告書の作成

上記（１）～（６）までの実施事項について、詳述した報告書及びその報告書の概要版をスポーツ庁へ提出する。

8. 事業規模

事業規模は35,000千円を上限とする。

9. 応募者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 業務内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。]
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の内容、方法が妥当であること。[方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。]
- * 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。

1-3 事業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。[事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。]

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に国の委託事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績がある、又は過去に委員会の運営をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。（ユースエール認定）
 - スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

- 以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする。）
- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ※ 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

1 1. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1 2. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1 3. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点 を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 4. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取り引停止期間中の者を含めないこと。

16. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする

(別紙)

○関連文書の URL について

- ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」
- ・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」
https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/ki_jun.html
- ・安全なウェブサイトの作り方 (IPA)
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>
- ・セキュア・プログラミング講座 Web アプリケーション編 (IPA)
<https://www.ipa.go.jp/archive/security/vuln/programming/index.html>
- ・日本語版 Web サイトガイド
- ・政策目的別 Web サイトガイド
<https://cio.go.jp/node/2322/index.html>
- ・「みんなの公共サイト運用ガイドライン」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html
- ・「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」
<https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook>

○セキュリティ等の要件について

● ドメイン、その他要件

- ①構築、以降に必要なデータや情報は、スポーツ庁あるいはスポーツ庁が指定する業者から提供を受け、必要な調整を行うこと。
- ②本ホームページは、パソコン、タブレット、スマートフォンの各端末で動作し、かつ以下の環境で動作することが保証できるものとする。また、スマートフォンに適したレスポンスデザイン対応をしていること。

- ③ユーザーの閲覧環境に関する OS 及びブラウザ環境については以下の要件を満たすこと。なお、毎月末に最新バージョンによる動作確認を行い、アプリケーションの推奨動作環境を維持すること。

	Edge	Firefox	Chrome	Safari
Windows 11 以降	○	○	○	
Mac OS 13.4 以降				○
iOS 16.5 以降				○
Android 13 以降			○	
Chrome 109 以降			○	

● クラウドサービス

クラウドサービスの利用については、ガバメントクラウドを原則とするが、ガバメントクラウドを利用しない場合については、セキュリティの観点から、原則として ISMAP に登録されたものを選定すること。

● セキュリティ要件

- ① Web Application Firewall (WAF) を設置してウェブサイトへの攻撃に対する防御を行い、WAF のシグネチャは随時速やかに更新を行うこと。(また、WAF を導入できない場合は、導入時及び定期的にセキュリティ診断を行ったうえで、脆弱性の対策を行うこと。)
- ② クラウドサービス利用のための接続元を制限する機能を提供すること。
- ③ 公開サーバーとなる Web/AP サーバーは FW を設置し、DMZ 領域に設置すること。
- ④ ウェブサイトと利用者端末の通信は、TLS1.2 以上によって暗号化され、盗聴、情報窃取等の行為を防止するようにすること。
- ⑤ ウェブサイトのシステムフォルダやシステムファイルに適切なパーミッションを設定するとともに、ディレクトリインデックスの表示を禁止する等、不正アクセスや非公開情報の意図せぬ公開等を防止すること。
- ⑥ ソフトウェアバージョン情報等、攻撃者に利する不要な情報の公開や通知は行わないこと。
- ⑦ OS やミドルウェア、アプリケーションのインストール時に標準で作成されるアカウントやテスト用アカウント等、不要なアカウントは削除すること。また、Web サイトを構築、運用するサーバーにおいて、不要なサービスやポートを停止すること。
- ⑧ 脆弱性が判明し、修正プログラムが提供されていないソフトウェアは採用しないこと。

- ⑨ OS やミドルウェア、アプリケーション等は常に最新のバージョンを適用すること。
- ⑩ システムの認証ログを取得のうえ１年以上証跡を保存し、スポーツ庁の求めに応じて提供すること。
- ⑪ システムの操作ログを取得のうえ１年以上証跡を保存し、スポーツ庁の求めに応じて提供すること。
- ⑫ Web サイトにおけるアクセスログを取得のうえ１年以上証跡を保存し、スポーツ庁の求めに応じて提供すること。
- ⑬ 情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し契約期間の間保管すること。また、契約期間満了時、スポーツ庁に提出すること。
- ⑭ ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。
- ⑮ 管理運用環境へ接続する端末を限定し、PKI や IP アドレス等による接続制限をすること。また、管理者用の作業アカウントについては、必要最低限の権限設定とすること。
- ⑯ パスワードを用いた認証を行う場合は、複数の文字種を組み合わせつつ一定数以上の文字数にする等、推測が困難な値を設定すること。なお、多要素認証が利用可能な場合は、多要素認証を利用すること。
- ⑰ 不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
- ⑱ サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能が組み込まれることがないように開発すること。
- ⑲ 機器等の製造工程において、スポーツ庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- ⑳ 開発したシステムに対する脆弱性診断を実施し、リスクの高い脆弱性が発見された場合は改修を行って再度脆弱性診断を実施すること。脆弱性診断の結果については、脆弱性診断結果報告書に取りまとめ報告し、スポーツ庁の了承を得ること。
- ㉑ 運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う方法（手順等）を

備えること。

- ②② 情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
- ②③ 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。
- ②④ サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として 48 時間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
- ②⑤ 特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。
- ②⑥ 情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対応が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
- ②⑦ 情報の漏えいを防止するため、端末の離席対策（自動スクリーンロック等）等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
- ②⑧ 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
- ②⑨ 情報システムの構築において、スポーツ庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。また、本システムにスポーツ庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や請負者事業所等への立入検査、当庁と連携して原因を調査し、当庁の求めに応じ操作ログや作業履歴等を提出すること。また、本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、スポーツ庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。更に、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。
- ③⑩ 情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス件を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

● サプライチェーン・リスク対応及び必要提出書類について

① 本業務において、下記に記載の情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。

(ア) 各工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。

(イ) 脆弱性検査等のテストの実施が確認できること。

(ウ) 各工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。

(エ) 作業者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。

(オ) 不正な変更が発見された場合に、スポーツ庁と請負者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

② 請負者の及び作業担当者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）や職務実績、国籍がわかる資料、及び、資本関係・役員の情報がわかる資料を提出すること。